○文部科学省令第四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（大学又は高等専門学校の設置の認可の申請）	（大学又は高等専門学校の設置の認可の申請）
第二条　［略］	**第二条**　［略］
2・3　［略］	2・3　［略］
4　第一項の申請をした者のうち、専門職大学若しくは専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）又は専門職学科（大学設置基準第四十二条の四第一項に規定する専門職学科又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の四に規定する専門職学科をいう。以下同じ。）を設ける大学若しくは短期大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類（専門職学科を設ける大学又は短期大学にあっては、第六号に掲げる書類を除く。）を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。	4　第一項の申請をした者のうち、専門職大学又は専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
一～四　［略］	一～四　［略］
五　連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第七号の六）（大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十六条第一項第四号ただし書若しくは同条第二項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等（大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号ただし書に規定する連携実務演習等をいう。）を修得させる場合に限る。）	五　連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第七号の六）（専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十六条第一項第四号ただし書若しくは同条第二項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等（専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号ただし書に規定する連携実務演習等をいう。）を修得させる場合に限る。）
六　［略］	六　［略］
七　必要校舎面積の減算説明書（別記様式第七号の八）（大学設置基準別表第三イ⑵備考第二号、短期大学設置基準別表第二イ備考第五号、専門職大学設置基準別表第二イ備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二イ備考第五号の規定の適用を受ける者に限る。）	七　必要校舎面積の減算説明書（別記様式第七号の八）（専門職大学設置基準別表第二イ備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二イ備考第五号の規定の適用を受ける者に限る。）
5～7　［略］	5～7　［略］
（学部等の設置の認可の申請及び届出）	（学部等の設置の認可の申請及び届出）
第三条　［略］	**第三条**　［略］
2・3　［略］	2・3　［略］
4　第一項の申請をしようとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類（同項第六号に掲げる書類を除く。第十一項において同じ。）を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。	4　第一項の申請をしようとする者のうち、専門職大学等の学部等を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。